

証券コード 9955
平成29年6月2日

株 主 各 位

愛媛県宇和島市築地町2丁目318番地235

株式会社ヨンキュウ

代表取締役社長 笠 岡 恒 三

第43期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申しあげます。

さて、当社第43期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年6月22日(木曜日)午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月23日(金曜日) 午前11時
2. 場 所 愛媛県宇和島市丸之内3丁目6番20号
サブライムホール 2階 白鵬の間
(なお、詳細は末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 1. 第43期 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第43期 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)
計算書類報告の件

決議事項

- | | |
|-------|---|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役1名選任の件 |
| 第3号議案 | 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与に関する報酬額等及び内容の決定の件 |

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

本招集ご通知に際して提供すべき書面のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.yonkyu.co.jp>）への掲載をもって、株主の皆様に対する書面の提供とみなさせていただきます。

したがって、本招集ご通知の提供書面は、監査役及び会計監査人が監査報告又は会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.yonkyu.co.jp>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業業績や雇用・所得環境の改善がみられるなど、緩やかな回復基調にあったものの、米国等の政策動向に関する懸念や新興国経済の減速など、先行きへの不透明感が続きました。

また、養殖業界におきましては、タイの魚価は高値基調で推移したものの、昨年4月からの配合飼料の値上げや生餌価格の高騰などによる養殖コストの上昇により、厳しい状況で推移いたしました。

このような状況のなか、当社グループでは、引き続き、養殖魚の新ブランド（カラーゲンシリーズ）の販売推進など、国内市場における販売シェア向上と業務の効率化・コスト削減に努めてまいりました。

その結果、「鮮魚の販売事業」は、鮮魚の販売数量が増加し増収、「餌料・飼料の販売事業」は、配合飼料などの販売数量が減少し減収となりました。利益面では、貸倒引当金の戻入の影響（前期は繰入3億90百万円から当期は戻入1億48百万円の計上）などにより増収増益となりました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高は403億42百万円（前期比2.2%増）、営業利益は15億34百万円（前期比1.8%増）、経常利益は18億33百万円（前期比2.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は10億97百万円（前期比22.1%増）となりました。

セグメントの業績は以下のとおりであります。

区 分	第 42 期 (平成28年3月期) 売上高(百万円)	第 43 期 (平成29年3月期) 売上高(百万円)	対前期比較	
			金額差異 (百万円)	増減率 (%)
鮮魚の販売事業	25,913	26,906	993	3.8
餌料・飼料の販売事業	13,547	13,412	△134	△1.0
その他の事業	31	23	△7	△25.4
合 計	39,492	40,342	850	2.2

(注) セグメント間の取引については、相殺消去しております。

「鮮魚の販売事業」では、販売数量の増加及びタイ・ハマチの魚価上昇により、増収となりました。

この結果、売上高は269億6百万円（前期比3.8%増）、営業損失は18百万円（前期比104.0%減）となりました。

「餌料・飼料の販売事業」では、配合飼料などの販売数量が減少したことなどにより、減収となりました。

この結果、売上高は134億12百万円（前期比1.0%減）、営業利益は貸倒引当金の戻入の影響などもあり15億84百万円（前期比38.4%増）となりました。

「その他の事業」では、売上高は23百万円（前期比25.4%減）、営業損失は17百万円（前期は、営業損失14百万円）となりました。

なお、セグメント間の取引については、相殺消去しております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度における当社グループの設備投資の総額は、3億17百万円となっております。

そのうち主なものは、マグロ養殖作業船77百万円、鮮魚加工機械50百万円、マグロ養殖設備41百万円などであります。

なお、当連結会計年度に実施いたしました設備投資の所要資金は、全て自己資金で賄っております。

③ 資金調達の様況

当連結会計年度における当社グループの資金調達は、自己資金のほか金融機関からの借入金をもって充当いたしました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の様況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの様況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の様況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の様況

重要な取得又は処分はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分		第 40 期 (平成26年3月期)	第 41 期 (平成27年3月期)	第 42 期 (平成28年3月期)	当連結会計年度 第 43 期 (平成29年3月期)
売 上 高	千円	38,080,509	37,894,601	39,492,049	40,342,936
経 常 利 益	千円	1,941,726	1,583,519	1,792,001	1,833,792
親会社株主に帰属する 当期純利益	千円	1,041,476	813,184	898,985	1,097,980
1株当たり当期純利益	円	90.38	70.57	78.02	95.29
総 資 産	千円	25,107,240	26,455,826	28,049,663	31,572,424
純 資 産	千円	21,271,518	22,248,457	22,537,851	23,815,146
1株当たり純資産額	円	1,846.00	1,930.75	1,955.86	2,066.75

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分		第 40 期 (平成26年3月期)	第 41 期 (平成27年3月期)	第 42 期 (平成28年3月期)	当事業年度 第 43 期 (平成29年3月期)
売 上 高	千円	26,842,742	28,142,983	28,379,206	29,795,589
経 常 利 益	千円	1,627,446	1,293,834	990,999	1,416,774
当 期 純 利 益	千円	964,693	707,926	427,446	891,970
1株当たり当期純利益	円	83.72	61.44	37.10	77.41
総 資 産	千円	23,601,724	24,566,784	24,202,186	25,261,530
純 資 産	千円	20,742,420	21,611,576	21,430,266	22,506,893
1株当たり純資産額	円	1,800.08	1,875.56	1,859.86	1,953.32

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金又は出資金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社海昇	50,000千円	99.94%	鮮魚及び餌料・飼料の 販売事業
四急運輸株式会社	30,000千円	100%	一般貨物運送事業
日振島アクアマリン 有限責任事業組合	10,000千円	99.7% (注) 1	マグロ養殖事業
株式会社西日本養鰻	50,000千円	100%	うなぎ養殖事業

(注) 1. 当社の議決権比率の欄には、当該有限責任事業組合に対する出資割合を記載しております。

2. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く水産業界では、海外においては、健康志向の高まりや発展途上国の経済成長を背景として、水産物の需要は増加している一方で、国内においては、消費者ニーズの変化等により国民一人あたりの魚類消費量は減少傾向にあり、経営環境は厳しい状況が続いております。

このような状況のなか、当社グループでは、今後も新規市場の開拓やグループ経営の効率化を積極的に推進し、収益向上を目指します。特に、計画的な鮮魚出荷や餌料・飼料の販売推進により取引数量の維持、増加に努めてまいります。また、与信管理の厳格化を図り貸倒リスクの低減にも努めてまいります。

組織面では、人材の育成並びに社員の意識改革により営業力を強化し、収益基盤の改善・強化に向け取り組んでまいります。

また、今後収益の柱として期待できる「マグロ養殖事業」や「うなぎ養殖事業」への投資拡大や、高品質な商品の安定供給に向け引き続き注力してまいります。

一方、食品の安全面につきましては、引き続き、管理体制の強化に努めると共に、これまでと同様に水産物の放射性物質検査を継続し、消費者の皆様へ「安全・安心」をお届けできるように関係機関と連携し、今後も養殖漁業を総合的にサポートしてまいります。

更に、企業としての社会的責任を認識し、環境対策やコーポレート・ガバナンスの強化と透明性の高い経営に努めてまいります。

今後とも、株主の皆様には、より一層のご支援・ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（平成29年3月31日現在）

当社グループは、当社及び連結子会社4社により構成されており、その主な事業内容は、水産物卸売事業、餌料・飼料の販売事業、一般貨物運送事業、マグロ養殖事業及びうなぎ養殖事業であります。

当社グループの各事業の内容は以下のとおりであります。

① 鮮魚の販売事業

当社及び株式会社海昇は、四国及び九州などの漁業協同組合・養殖業者等から養殖魚を仕入れ、主に全国中央卸売市場の荷受会社に販売しております。また、天然魚やハマチフィーレ等の加工品の販売も行っております。

天然稚魚は、国内はもとより海外からも仕入れ、養殖業者等に販売しております。

人工ふ化事業では、タイの人工ふ化稚魚を生産し、養殖業者等に販売しております。

日振島アクアマリン有限責任事業組合では、マグロ養殖事業を行っております。

株式会社西日本養鰻では、うなぎ養殖事業を行っております。

② 餌料・飼料の販売事業

当社及び株式会社海昇は、養殖業者等に対し、養殖魚用の生餌・配合飼料・モイストペレット等を販売しております。

③ その他の事業

四急運輸株式会社は、一般貨物運送事業を営んでおります。

(6) 主要な営業所及び工場（平成29年3月31日現在）

① 当 社

本 社： 愛媛県宇和島市築地町2丁目318番地235

営業所： 東京営業所（東京都中央区築地）

名古屋営業所（愛知県名古屋市北区）

事業所： 三崎事業所（神奈川県三浦市）

鹿児島事業所（鹿児島県垂水市）

工 場： 本社工場（愛媛県宇和島市）

蒲江種苗センター（大分県佐伯市）

② 子会社

株式会社海昇

本 社： 愛媛県宇和島市坂下津甲407番地89

四急運輸株式会社

本 社： 愛媛県宇和島市築地町 2 丁目 7 番11号

日振島アクアマリン有限責任事業組合

所在地： 愛媛県宇和島市日振島235番地

株式会社西日本養鰻

本 社： 愛媛県宇和島市築地町 2 丁目318番地235

事業所： 曾於事業所（鹿児島県曾於市）

(7) 使用人の状況（平成29年 3 月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
鮮魚の販売事業	89 (40) 名	1名増 (3名増)
餌料・飼料の販売事業	30 (7)	1名減 (1名減)
その他の事業	8 (—)	2名減 (—)
全社 (共通)	15 (—)	1名増 (—)
合計	142 (47)	1名減 (2名増)

(注) 使用人数は就業員数（正社員＋出向受入者）であり、臨時使用人は外書きで（ ）内に記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
127 (37) 名	1名増 (4名増)	40.0歳	9.5年

(注) 使用人数は就業員数（正社員＋出向受入者）であり、臨時使用人は外書きで（ ）内に記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成29年 3 月31日現在）

借入先	借入残高
株式会社伊予銀行	1,568 百万円
株式会社愛媛銀行	1,468
株式会社高知銀行	784
株式会社香川銀行	485

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成29年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 26,000,000株
- ② 発行済株式の総数 11,556,084株
- ③ 株主数 2,069名
- ④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
有限会社 オフィス F R M	1,350千株	11.72%
笠岡 暁 美	922	8.00
笠岡 伸 一	837	7.27
竹内 裕 美	833	7.23
有限会社 シンセイ	728	6.32
笠岡 恒 三	594	5.16
株式会社 伊予銀行	573	4.98
株式会社 愛媛銀行	504	4.38
株式会社 香川銀行	500	4.34
株式会社 魚力	400	3.47

（注）持株比率は自己株式（33,728株）を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況（平成29年3月31日現在）

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況（平成29年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	笠 岡 恒 三	
取締役相談役	笠 岡 繁 樹	
専務取締役	清 水 敏 雄	
常務取締役	梅 田 晃 三	営業一部長(兼)餌料部長
取 締 役	林 建 至	内部監査室長
取 締 役	高 川 英 穂	宇和島信用金庫理事相談役(非常勤)
常 勤 監 査 役	岩 城 紀 正	
監 査 役	中 山 孝 司	中山孝司税理士事務所所長
監 査 役	玉 井 國 夫	
監 査 役	鈴 木 義 直	
監 査 役	酒 井 啓 司	酒井啓司税理士事務所所長

- (注) 1. 取締役高川英穂氏は社外取締役であります。
2. 監査役中山孝司氏、玉井國夫氏、鈴木義直氏及び酒井啓司氏は、社外監査役であります。
3. 取締役高川英穂氏、監査役中山孝司氏及び酒井啓司氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
4. 常勤監査役岩城紀正氏、監査役中山孝司氏、玉井國夫氏、鈴木義直氏及び酒井啓司氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・常勤監査役岩城紀正氏は、長年金融機関に勤務し、当社の総務部門には平成6年2月から平成20年6月まで在籍しており、その間6年取締役就任してまいりました。
 - ・監査役中山孝司氏は、税理士の資格を有しております。
 - ・監査役玉井國夫氏は、長年愛媛県信用保証協会に勤務し、各所所長及び本会業務部部長を歴任してまいりました。
 - ・監査役鈴木義直氏は、長年金融機関に勤務し、支店長及び本部の部長等を歴任してまいりました。
 - ・監査役酒井啓司氏は、税理士の資格を有しております。

② 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

③ 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取 締 役 (うち社外取締役)	6名 (1)	133,270千円 (2,500)
監 査 役 (うち社外監査役)	5 (4)	10,100 (7,500)
合 計	11	143,370

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成2年2月28日開催の臨時株主総会において年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成2年2月28日開催の臨時株主総会において年額20百万円以内と決議いただいております。
4. 上記の報酬等の額には、以下のものが含まれております。
- ・当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額30,270千円（取締役6名に対し29,770千円、うち社外取締役1名に対し100千円。監査役5名に対し500千円、うち社外監査役4名に対し300千円）。

④ 社外役員に関する事項

- イ. 他の法人等との重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役高川英穂氏は、宇和島信用金庫理事相談役（非常勤）であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・監査役中山孝司氏は、中山孝司税理士事務所所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・監査役酒井啓司氏は、酒井啓司税理士事務所所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ロ. 当事業年度における主な活動状況
- ・取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（16回開催）		監査役会（14回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取 締 役 高 川 英 穂	16回	100%	一回	—%
監 査 役 中 山 孝 司	16	100	14	100
監 査 役 玉 井 國 夫	16	100	14	100
監 査 役 鈴 木 義 直	16	100	14	100
監 査 役 酒 井 啓 司	13	81	11	79

・取締役会及び監査役会における発言状況

社外取締役高川英穂氏は、金融機関の経営者としての見地から経営全般に関し意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

また、各社外監査役は、主に会計もしくは税務的な見地から意見を述べるなど、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名 称 監査法人和宏事務所

② 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	20,500千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20,500

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人について、会社法・公認会計士法等の法令に違反する行為又は公序良俗に反する行為その他の事項を総合的に勘案し必要と認めた場合には、会社法第340条に基づき会計監査人を解任又は不再任とする方針であります。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容及びその運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 定時取締役会は、原則として毎月1回開催し、経営の基本方針、法定事項及びその他経営に関する重要事項を決定し、職務執行を監督する。(なお、重要案件が生じた場合には、必要に応じて臨時取締役会を開催する。)また、各取締役は、会社の業務の執行状況を取締役に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督する。
- ロ. 総務部担当取締役をコンプライアンス推進の総括責任者とし、総務部が全社のコンプライアンス体制の構築、整備・充実及び問題点の把握に努め、役職員への教育・啓蒙にあたる。
- ハ. 監査役及び内部監査室が連携し、子会社を含めたグループ全体の監査を実施して、取締役の職務執行状況、コンプライアンス体制等を調査し、また、各業務が法令、定款及び社内規程等に準拠し行われているかを検証し、その結果を定期的にと取締役会及び監査役会に報告する。
- ニ. 取締役会は、定期的にとコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

(運用状況)

- ・取締役会では、各議案の審議に加え業務執行状況の報告等において活発な意見交換がなされており、職務執行の相互監視・監督の実効性は確保されております。
- ・コンプライアンスについては、適宜、全社員に対し朝礼や会議等を通じて社内規則や法令の順守について指導・教育しております。
- ・内部監査室による監査結果は、毎月の取締役会で報告されており、コンプライアンス体制の見直しや問題点の把握、改善に努めております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ. 「稟議規程」、「文書管理規程」に従い、取締役の職務の執行に係る情報を文書又は電磁的記録(以下、文書等という。)に記録し、保存する。
- ロ. 取締役及び監査役は「文書管理規程」に基づき、常時これらの文書等を検索・閲覧できる体制とする。

(運用状況)

- ・取締役の職務の執行に係る情報の保存管理は、「文書管理規程」及び関連規程に基づき適切に行っており、必要に応じて閲覧できるようにしております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティなど個々のリスクについては、それぞれ担当部署、管理責任者を定め、リスク管理の体制を構築する。(なお、子会社を含む組織の横断的リスク状況の監視及び全社的対応は総務部が行うものとする。)

- ロ. 当社グループにて不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、必要に応じて顧問弁護士等を含む外部アドバイザーチームを組織し、迅速かつ適切な対応を図り、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整備する。

(運用状況)

- ・個々のリスクへ対応するために、社内規程の整備や担当部署及び責任者の明確化により、リスク管理体制の強化を図っております。なお、当事業年度において不測の事態は発生しておりません。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 当社は、定時取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催する。また、取締役会の機能強化、経営効率を向上させるため、「常務会」、「営業推進会議」を定期的で開催する。
- ロ. 中期経営計画及び年度計画を定め、当社として達成すべき目標を明確化する。
- ハ. 代表取締役社長以下、各営業責任者で構成する「営業推進会議」を毎月1回開催し、迅速な意思決定と職務の執行が行える体制を確保する。
- ニ. 職務の執行に関する権限及び職責等については、「組織規程」、「稟議規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」等の社内規程により、各役職員の権限と責任を明確化し、適正かつ効率的な職務の執行が行える体制を確保する。(なお、各規程類は必要に応じて見直し、改善を図る。)

(運用状況)

- ・取締役会は、当事業年度において16回開催いたしました。また、常務会は毎週1回、営業推進会議は毎月1回開催しており、迅速な意思決定と職務の執行が行える体制を確保しております。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ. グループ企業の業務の適正を確保するため、「関係会社管理規程」を定めて、子会社の営業成績、財務状況、その他の重要な事項については当社への定期的な報告を義務付け適切な子会社管理を実施する。
- ロ. 監査役及び内部監査室は、定期的子会社の内部統制の状況等について監査を実施し、その結果を取締役に報告する。
- ハ. 当社の役職員を子会社の役員に就任させることにより、当社が子会社の業務の適正を監視できる体制とする。

(運用状況)

- ・「関係会社管理規程」にて、子会社が当社へ行うべき合議・承認伺及び報告事項を定めて、当社への稟議、取締役会付議等の手続きを行っております。また、子会社の営業成績等は、毎月1回取締役会に報告されております。
- ・監査役及び内部監査室は、定期的子会社の監査を実施しており内部統制の適正性を確保しております。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人を置くものとする。なお、当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先して従事することとする。

(運用状況)

- ・必要に応じて、監査役の職務を補助すべき使用人を置くこととしております。

⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

- イ. 当社グループの取締役及び使用人は、会社の業績に重大な影響を及ぼす恐れがある事実、あるいは会社に著しい損害を及ぼす恐れがある事実を発見したときは、直ちに監査役に報告する。
- ロ. 監査役は、取締役会のほか、重要な会議等にも出席し、必要に応じて当社グループの取締役及び使用人に対して、業務執行状況等に関する報告を求めることができる。
- ハ. 監査役への報告を行った者が、当該報告をしたことを理由にして不利な取り扱いを受けることを禁止し、その旨を役職員に周知徹底する。

(運用状況)

- ・監査役は、取締役会のほか、常務会にも出席し業務執行状況等を把握するとともに、監査役への報告体制を構築しております。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ. 監査役の半数以上を社外監査役とし、対外的な透明性を確保する。
- ロ. 監査役会は、代表取締役と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題や監査上の重要事項等について情報・意見交換を行い、相互の意思疎通を図るよう努める。
- ハ. 監査役会は、会計監査人及び内部監査室との連携を図り、定期的に意見交換を行い、監査の実効性を確保するものとする。
- ニ. 各監査役が監査を実施するにあたり、監査役会が必要と認めた場合には、外部専門家等を活用することができることとする。
- ホ. 監査役が職務の執行について生じる費用の前払い又は償還を請求したときは、監査役の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(運用状況)

- ・監査役5名のうち4名が社外監査役であり対外的な透明性を確保しております。また、監査役会及び代表取締役は、定期的に意見及び情報交換の会合を実施しております。
- ・監査役会は、会計監査人及び内部監査室と連携し、定期的に意見交換を行っております。

⑨ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社及び当社グループは、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える勢力又は団体等とは、取引関係を含め、一切の関係を遮断し、確固たる信念を持って排除の姿勢を堅持する。また、反社会的勢力からの不当な要求等に対しても、グループ全体として毅然とした態度で臨み、反社会的勢力による被害の防止に努める。

(運用状況)

- ・反社会的勢力排除において、基本的な考え方のおり取り組み、現在何ら問題は生じておりませんが、万が一何らかの問題が生じた場合は、警察や弁護士等の外部専門機関と密接な連携を図り、関係を遮断する体制を築いております。

連結貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	31,572,424	(負債の部)	7,757,278
流動資産	25,090,194	流動負債	4,863,184
現金及び預金	17,051,902	支払手形及び買掛金	2,261,961
受取手形及び売掛金	6,902,582	短期借入金	1,772,500
商品及び製品	541,444	未払法人税等	349,803
仕掛品	1,038,674	賞与引当金	20,799
原材料及び貯蔵品	14,762	その他	458,121
短期貸付金	579,435	固定負債	2,894,093
繰延税金資産	180,083	長期借入金	2,534,375
その他	227,758	退職給付に係る負債	208,232
貸倒引当金	△1,446,449	役員退職慰労引当金	114,891
固定資産	6,482,230	資産除去債務	27,177
有形固定資産	(2,714,868)	繰延税金負債	9,417
建物及び構築物	939,433	(純資産の部)	23,815,146
機械装置及び運搬具	461,395	株主資本	23,508,342
工具器具備品	145,550	資本金	2,187,615
土地	1,168,489	資本剰余金	3,124,344
無形固定資産	(49,431)	利益剰余金	18,213,676
その他	49,431	自己株式	△17,294
投資その他の資産	(3,717,929)	その他の包括利益累計額	305,479
投資有価証券	3,384,056	その他有価証券評価差額金	305,479
長期貸付金	554,501	非支配株主持分	1,324
投資不動産	241,960	負債・純資産合計	31,572,424
繰延税金資産	1,721		
その他	90,191		
貸倒引当金	△554,501		
資産合計	31,572,424		

連結損益計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		40,342,936
売 上 原 価		35,186,181
売 上 総 利 益		5,156,754
販売費及び一般管理費		3,622,484
営 業 利 益		1,534,270
営 業 外 収 益		
受取利息・配当金	218,186	
そ の 他	111,410	329,596
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	4,815	
そ の 他	25,259	30,074
経 常 利 益		1,833,792
特 別 利 益		—
特 別 損 失		
投資有価証券売却損	7,080	
減 損 損 失	72,579	79,659
税金等調整前当期純利益		1,754,132
法人税、住民税及び事業税	690,028	
法 人 税 等 調 整 額	△33,880	656,148
当 期 純 利 益		1,097,984
非支配株主に帰属する当期純利益		3
親会社株主に帰属する当期純利益		1,097,980

連結株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株 主 資 本 計 合 計
平成28年4月1日期首残高	2,187,615	3,124,321	17,227,996	△17,050	22,522,882
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額			25,970		25,970
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	2,187,615	3,124,321	17,253,966	△17,050	22,548,852
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△138,270		△138,270
親会社株主に帰属する当期純利益			1,097,980		1,097,980
自 己 株 式 の 取 得				△263	△263
自 己 株 式 の 処 分		22		20	42
株主資本以外の項目 の連結会計年度中 の 変 動 額 (純 額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	22	959,710	△243	959,489
平成29年3月31日期末残高	2,187,615	3,124,344	18,213,676	△17,294	23,508,342
	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	非支配株主持分	純資産合計		
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金				
平成28年4月1日期首残高	13,644	1,324	22,537,851		
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額			25,970		
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	13,644	1,324	22,563,821		
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△138,270		
親会社株主に帰属する当期純利益			1,097,980		
自 己 株 式 の 取 得			△263		
自 己 株 式 の 処 分			42		
株主資本以外の項目 の連結会計年度中 の 変 動 額 (純 額)	291,835	0	291,835		
連結会計年度中の変動額合計	291,835	0	1,251,324		
平成29年3月31日期末残高	305,479	1,324	23,815,146		

貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	25,261,530	(負債の部)	2,754,637
流動資産	18,219,704	流動負債	2,431,016
現金及び預金	12,529,582	買掛金	1,809,993
受取手形	879,957	未払金	1,774
売掛金	3,890,420	未払費用	257,901
有価証券	52	未払法人税等	233,000
商品及び製品	437,460	預り金	65,067
仕掛品	72,882	前受収益	4,383
貯蔵品	10,386	賞与引当金	19,501
前払費用	12,554	その他	39,396
短期貸付金	577,717		
関係会社短期貸付金	780,000		
繰延税金資産	21,055		
その他	78,148		
貸倒引当金	△1,070,512		
固定資産	7,041,826	固定負債	323,620
有形固定資産	(1,798,257)	退職給付引当金	207,668
建物	284,595	役員退職慰労引当金	114,891
構築物	32,177	繰延税金負債	1,061
機械装置	115,998	(純資産の部)	22,506,893
船舶	121,290	株主資本	22,201,584
車両運搬具	61,921	資本金	2,187,615
工具器具備品	103,703	資本剰余金	(3,124,370)
土地	1,078,571	資本準備金	2,521,825
無形固定資産	(120)	その他資本剰余金	602,545
水道施設利用権	120	利益剰余金	(16,906,893)
投資その他の資産	(5,243,448)	利益準備金	223,000
投資有価証券	3,235,294	その他利益剰余金	16,683,893
関係会社株式	1,057,456	別途積立金	15,450,000
出資金	1,690	繰越利益剰余金	1,233,893
長期貸付金	554,501	自己株式	△17,294
関係会社長期貸付金	792,000	評価・換算差額等	305,308
投資不動産	241,960	その他有価証券評価差額金	305,308
保証金・敷金	20,350		
その他	13,741		
貸倒引当金	△673,546		
資産合計	25,261,530	負債・純資産合計	25,261,530

損 益 計 算 書

(平成28年4月1日から)
(平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		29,795,589
売 上 原 価		25,835,377
売 上 総 利 益		3,960,211
販売費及び一般管理費		2,915,190
営 業 利 益		1,045,020
営 業 外 収 益		
受取利息・配当金	239,321	
そ の 他	235,366	474,687
営 業 外 費 用		
そ の 他	102,934	102,934
経 常 利 益		1,416,774
特 別 利 益		—
特 別 損 失		
投資有価証券売却損	7,080	
減 損 損 失	72,579	79,659
税引前当期純利益		1,337,114
法人税、住民税及び事業税	459,396	
法人税等調整額	△14,252	445,144
当 期 純 利 益		891,970

株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から)
(平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			自己株式	株主資本 合計
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金			
					別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金		
平成28年4月1日期首残高	2,187,615	2,521,825	602,522	223,000	15,450,000	454,223	△17,050	21,422,135
会計方針の変更による 累積的影響額						25,970		25,970
会計方針の変更を反映した 当期首残高	2,187,615	2,521,825	602,522	223,000	15,450,000	480,193	△17,050	21,448,105
事業年度中の変動額								
剰余金の配当						△138,270		△138,270
当期純利益						891,970		891,970
自己株式の取得							△263	△263
自己株式の処分			22				20	42
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	-	-	22	-	-	753,699	△243	753,478
平成29年3月31日期末残高	2,187,615	2,521,825	602,545	223,000	15,450,000	1,233,893	△17,294	22,201,584

	評 価 ・ 換 算 差 額 の そ の 有 価 証 評 価 差 額	純 資 産 合 計
	平成28年4月1日期首残高	
会計方針の変更による 累積的影響額		25,970
会計方針の変更を反映した 当期首残高	8,130	21,456,236
事業年度中の変動額		
剰余金の配当		△138,270
当期純利益		891,970
自己株式の取得		△263
自己株式の処分		42
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	297,177	297,177
事業年度中の変動額合計	297,177	1,050,656
平成29年3月31日期末残高	305,308	22,506,893

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年5月17日

株式会社 ヨンキュウ
取締役会 御中

監査法人和宏事務所

代表社員 公認会計士 大塚尚吾 ⑩
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 平岩雅司 ⑩

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ヨンキュウの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ヨンキュウ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年5月17日

株式会社 ヨンキュウ
取締役会 御中

監査法人和宏事務所

代表社員 公認会計士 大塚尚吾 ㊞
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 平岩雅司 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ヨンキュウの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第43期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第43期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社からの事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人和宏事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人和宏事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年 5月24日

株式会社 ヨンキュウ 監査役会

常勤監査役	岩	城	紀	正	印
社外監査役	中	山	孝	司	印
社外監査役	玉	井	國	夫	印
社外監査役	鈴	木	義	直	印
社外監査役	酒	井	啓	司	印

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社の配当政策につきましては、業績・財政状況及び将来の企業価値向上に向けた事業投資のための資金需要等を総合的に勘案した上で、安定的な配当維持に努めることを基本方針としております。

このような基本方針に基づき、当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類 金銭
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき 12円
配 当 総 額 138,268,272円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成29年6月26日

第2号議案 取締役1名選任の件

経営体制の強化を図るため取締役1名を増員することとし、取締役1名の選任をお願いするものであります。なお、新たに選任された取締役の任期は、当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
ひろせ 廣瀬 了 (昭和25年6月19日生)	昭和52年4月 愛媛県庁入庁 平成17年3月 愛媛県庁退職 平成17年4月 宇和島自動車株式会社顧問 平成17年5月 同社代表取締役社長 平成17年5月 社団法人愛媛県バス協会副会長 (現任) 平成22年11月 宇和島商工会議所会頭 (現任) 平成27年6月 愛媛県経営者協会会長 (現任) 平成29年5月 宇和島自動車株式会社 代表取締役会長 (現任)	一株

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 廣瀬了氏は社外取締役候補者であります。なお、同氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。
 3. 廣瀬了氏は、経営者としての幅広い見識と豊富な経験を有しており、それらを当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

第3号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与に関する報酬額等及び内容の決定の件

当社の取締役の報酬額については、平成2年2月28日開催の臨時株主総会において、年額200百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とご承認頂いておりますが、今般、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に対し、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠にて、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします。

本議案に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額80百万円以内といたします。また、各取締役への具体的な支給時期及び配分は取締役会にて決定することといたします。

なお、現在の取締役は6名（うち社外取締役1名）であり、第2号議案が承認可決されますと、7名（うち社外取締役2名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年50,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整する。）とします。なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分にあたっては、当社と対象取締役との間で、大要以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとし（本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式を、以下「本株式」といいます。）。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本株式の払込期日から3年間から5年間までの間で当社の取締役会が予め定めた期間（以下「本譲渡制限期間」といいます。）、本株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

(2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役が継続して、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、本譲渡制限期間の満了をもって譲渡制限を解除する。ただし、死亡、任期満了又は定年により上記のいずれの地位からも退任した場合、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合には、譲渡制限を解除する本株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(3) 無償取得事由

① 対象取締役が、本譲渡制限期間の満了日の5営業日前までに、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役員又は使用人のいずれの地位からも退任した場合、当社は本株式の全部を無償で取得する。

② その他の無償取得事由は、当社の取締役会決議に基づき、本割当契約に定めるところによる。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始から当該承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

以 上

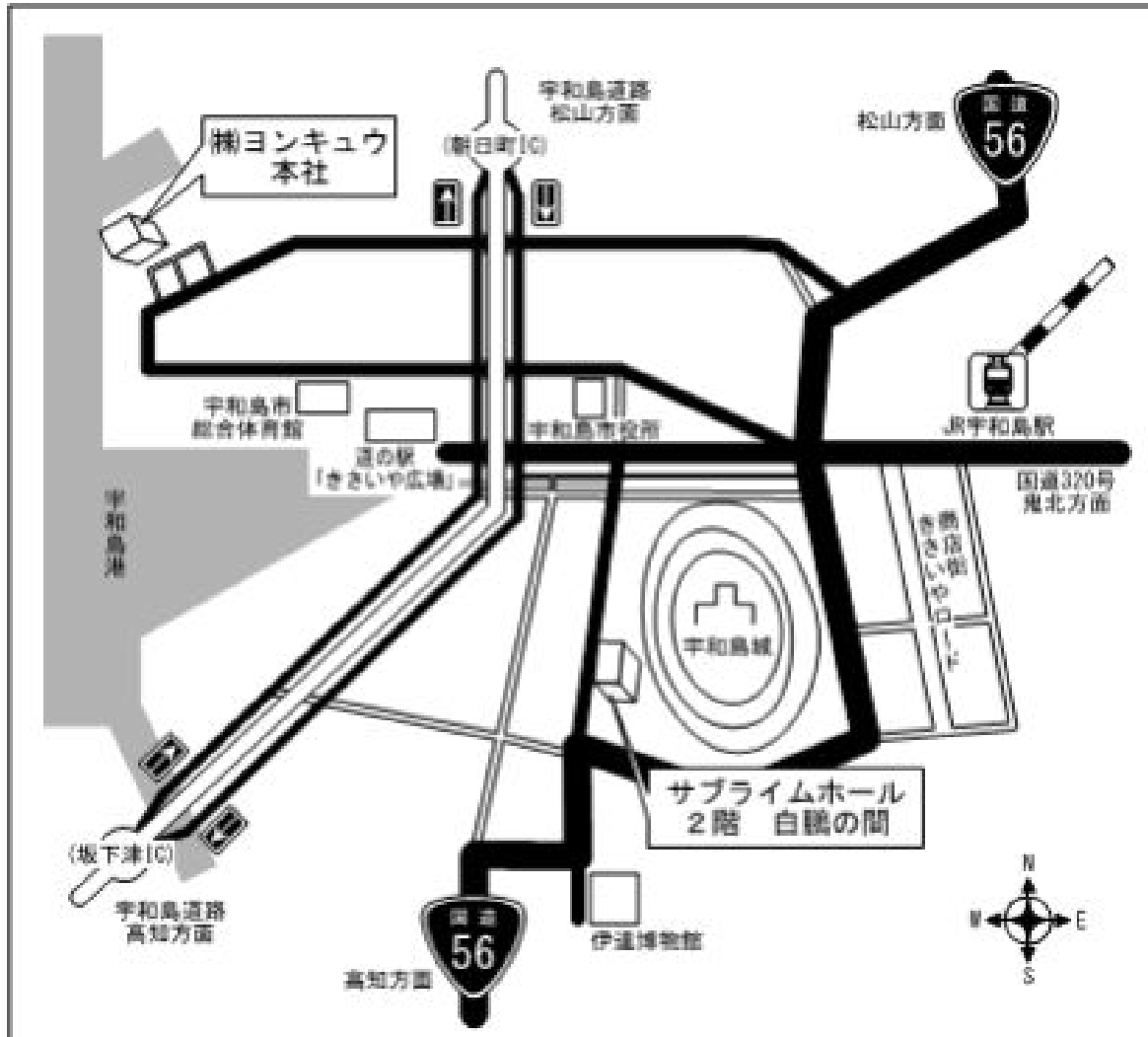
メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 18 lines.



株主総会会場ご案内図

会 場 愛媛県宇和島市丸之内3丁目6番20号
サブライムホール 2階 白鵬の間



※ J R 宇和島駅より約1,700m

※お問い合わせ先

株式会社ヨンキュウ 総務課 TEL 0895-24-4901